

令和5年6月9日

令和5年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

令和5年6月9日会議提出議案一覧表

議案第 2 号	令和5年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）	・・・ 別冊
議案第 3 号	令和5年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	・・・ 別冊
議案第 4 号	鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について	・・・ 1
議案第 5 号	鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について	・・・ 3
議案第 6 号	鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	・・・ 5
議案第 7 号	鳥羽市介護保険条例の一部改正について	・・・ 7
議案第 8 号	鳥羽市火災予防条例の一部改正について	・・・ 9
議案第 9 号	工事請負契約の締結について	・・・ 13
議案第 10 号	工事請負契約の締結について	・・・ 14
議案第 11 号	工事請負契約の締結について	・・・ 15
報告第 1 号	令和4年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について	・・・ 16
報告第 2 号	令和4年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について	・・・ 18
報告第 3 号	令和4年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について	・・・ 20

議案第 4 号

鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の
制定について

鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例を次の
ように定める。

令和 5 年 6 月 9 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

特定環境保全公共下水道事業特別会計における分担金及び使用料の時効成立による不納欠損処分について、市長及び副市長として、管理、監督上の責任を明らかにするため、本提案とするものである。

鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例

(市長の給料の特例)

第1条 市長の給料の額は、鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例

(昭和42年条例第5号。以下「特別職給与条例」という。)第1条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

(副市長の給料の特例)

第2条 副市長の給料の額は、特別職給与条例第1条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日限り、その効力を失う。

(1) 第1条の規定 令和5年9月30日

(2) 第2条の規定 令和5年7月31日

議案第 5 号

鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について

鳥羽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 9 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限に関する特例の適用期間を延長したく、本提案とするものである。

鳥羽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鳥羽市国民健康保険税条例（昭和35年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥羽市国民健康保険税条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

議案第 6 号

鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 9 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する特例の適用期間について、待機期間を加味した期日としたく、本提案とするものである。

鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和２年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和５年５月７日」の次に「までに感染し、又は発熱等の症状がありその感染が疑われた新型コロナウイルス感染症の療養のためその労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日の初日」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の規定は、令和５年５月８日から適用する。

議案第 7 号

鳥羽市介護保険条例の一部改正について

鳥羽市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 9 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した第 1 号被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限に関する特例の適用期間を延長したく、本提案とするものである。

鳥羽市介護保険条例の一部を改正する条例

鳥羽市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥羽市介護保険条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

議案第 8 号

鳥羽市火災予防条例の一部改正について

鳥羽市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 9 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市火災予防条例の一部を改正する条例

鳥羽市火災予防条例（昭和37年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「当該接続部が」を「当該コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずること」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を

第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の鳥羽市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫

煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 9 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 鳥羽市役所庁舎空調設備改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付き一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 1 5 1 , 1 9 5 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 三重県鳥羽市鳥羽二丁目 1 5 番 1 5 号
株式会社 川木組
代表取締役 川木 正浩 |

令和 5 年 6 月 9 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市役所庁舎空調設備改修工事を行うため、工事請負契約を締結したく本提案とするものである。

議案第 10 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 鳥羽東中学校大規模改修工事（令和5年度） |
| 2 | 契約の方法 | 条件付き一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 163,064,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 三重県鳥羽市大明西町6番2号
有限会社 大進ハウジング
代表取締役 中村 壽 |

令和5年 6月 9日 提 出

令和5年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽東中学校大規模改修工事を行うため、工事請負契約を締結したく本提案とするものである。

議案第 1 1 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 鳥羽市営定期船建造工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 5 4 8 , 4 6 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 広島県尾道市浦崎町 1 4 7 1 番地 8
ツネイシクラフト&ファシリティーズ株式会社
代表取締役 神原 潤 |

令和 5 年 6 月 9 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市営定期船建造工事を行うため、工事請負契約を締結したく本提案とするものである。

報告第 1 号

令和 4 年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 4 年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和 5 年 6 月 9 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

令和4年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費	翌年度繰越額	左の			源内			一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源	未収入特定財源	未収入特定財源	未収入特定財源		
										国・県支出金	
5. 農林水産業費	3. 水産業費	漁港整備事業	86,302,000	86,302,000	0	(国) (県)	5,800,000 59,600,000	(市債)	20,800,000		102,000
7. 土木費	1. 土木管理費	地籍調査事業	3,000,000	3,000,000	0	(県)	2,250,000		0		750,000
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	地方道路整備（交付金）事業	58,947,000	58,947,000	0	(国)	33,062,000	(市債)	25,700,000		185,000
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	河内ダム関連道路整備事業	15,387,000	15,387,000	0	(国)	7,847,000	(市債)	7,500,000		40,000
7. 土木費	5. 都市計画費	都市公園整備（交付金）事業	49,178,000	49,178,000	0	(国)	24,588,000	(市債)	24,500,000		90,000
8. 消防費	1. 消防費	消防車両整備事業	44,440,000	44,440,000	0	(国)	10,642,000	(市債)	33,700,000		98,000
10. 災害復旧費	1. 農林水産業施設災害復旧費	農地・農業用施設災害復旧事業	4,801,000	4,801,000	0	(県)	1,704,000		0		3,097,000
10. 災害復旧費	2. 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	34,736,000	34,735,000	0	(国)	20,384,000	(市債)	13,600,000		751,000
10. 災害復旧費	2. 公共土木施設災害復旧費	河川災害復旧事業	86,584,000	58,210,000	0	(国)	37,128,000	(市債)	18,900,000		2,182,000
合 計			383,375,000	355,000,000	0	(国) (県)	139,451,000 63,554,000	(市債)	144,700,000		7,295,000

令和5年6月9日 提出

鳥羽市長 中村 欣一郎

報告第 2 号

令和 4 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 4 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和 5 年 6 月 9 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

令和4年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	繰越明許費	翌年度繰越額	左の		財源内			一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源	国・県支出金	その他		
1. 事業費	1業務費	下水道処理施設整備事業	16, 876, 000	16, 876, 000	0	(国)	7, 516, 000	(市債)	9, 000, 000	360, 000
合 計			16, 876, 000	16, 876, 000	0	(国)	7, 516, 000	(市債)	9, 000, 000	360, 000

令和5年6月9日 提出

鳥羽市長 中村 欣一郎

報告第 3 号

令和 4 年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、令和 4 年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について、次のように報告する。

令和 5 年 6 月 9 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

令和4年度 鳥羽市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説 明
						企業債	補助金	損益勘定 留保資金			
1	資本的支出 1	建設改良費 国道42号水管 橋架設工事	¥ 193,276,000	¥ 67,800,000	¥ 107,600,000	¥ 100,000,000	¥ 0	¥ 7,600,000	¥ 17,876,000	¥	水道施設耐震 工法指針の変 更に伴い修正 設計を行う必要 が生じたため
1	資本的支出 1	建設改良費 建設課工事に伴 う市道森崎村山 線配水管改良 工事	¥ 45,366,000	¥ 9,100,000	¥ 15,200,000	¥ 0	¥ 0	¥ 15,200,000	¥ 21,066,000	¥	他工事に伴い 施工する必要 があるため
1	資本的支出 1	建設改良費 県工事出ノ河原 橋架設工事に伴 う水管橋架設工 事	¥ 18,275,000	¥ 4,200,000	¥ 7,200,000	¥ 0	¥ 0	¥ 7,200,000	¥ 6,875,000	¥	他工事に伴い 施工する必要 があるため